様式コード											
4	2	4	3	0	2 4						

(事業主氏名)

(電話)

( )-( )-( )

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担当	者

日・オーストリア社会保障協定 国民年金・国民健康保険 適用証明書交付申請書																			
◎ この申請書	を記入する	際には、顎	裏面をよっ	く読んでくフ	ださい。									4	令和		年	月	日提出
個人	番号(また	よは基礎	年金番	番号)						被	保	険	者	氏	名				
					(7	フリガナ)			*ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。										
			1 :		.														
生	<u> </u>	日		性別	1	E	3 本	国	にお	け	る	被	保	険	者(	È	所		協定相手国
□ 5. 昭和	年	月	日	□ 1. <u>.</u>	里(7	フリカ*ナ)						100							(オーストリア)
□ 7. 平成	. 1	, 1	1	□ 2. :	7	<b>=</b>													0 2 4
□ 9. 令和				L 2		ŧ	就 労	の	形態	-	-	-	-	-					
□ 161	 自営業者と		ナントフジー	7117	·EEA						マキ Z	坦 △/	+ <i>b</i> = 4	エック	ᇫᄼᆖᄼᄽ	`			
□ 161.	日呂未白と	して日本の	ከ <b>ታ</b> ውላ	ーストリア	画画の	・利皮が	週用され	ເຈກຸ	店住地が	'口本	රනය	)场百(	肠疋	弗 / 匀	64談ヨ	)			
	日本国内の									)に派:	遣され	、次の	いず	れか	に該当	する	場合		
	<ul><li>オーストリ</li><li>オーストリ</li></ul>				_					の事	業所σ	雇用	者のキ	指揮(	の下にあ	5る(	協定第2	7条1(	ii )該当)
										-									
	被用者とし <sup>*</sup> であり、被用									ースト	リアは	国国の	制度力	が適り	甘される	が、	雇用者(	の所召	する国が日本
			·^	-1-7 64-4-1	1461 — Las	± 1: **	/		+ a <del></del> -		- /		- 7 10	A / I:	t	<i>~</i> ~	=4 .1.		
│ □ 162. <del>1</del>	被用者として	(国際連集	闸に征事	する航空	機におい	いて就牙	ゔするか	、雇用	者の所仕	する国	国か日	本であ	める場	合门	6年第8	余2	(該当)		
	上記以外で		ノア国内の	の事業所で	で就労	するもし	くは自営	活動を	と行うが、:	オース	トリア	の制度	度が通	通用さ	れること	حااء	より不利	益を被	る場合
1	、協定第10: 「備考」欄に		な不利益	を被るか	を具体に	的に記り	ししてくナ	ごさい。											
	開始予定					· 了予定													
	<u>/                                    </u>	<u>. <del></del> -</u> 月	日		<u>/」(</u> 西暦)		<u>- 千万 -</u> 月		日										
	1	1				1	1												
				=			<u> </u>				_	-			,	71.5			
オーストリアにおける就労先(事業所)の名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。																			
オー	ストリ	アに	おけ	る就き	労 先	(事	業所	í ) (	の所を	E 地	* [	コーマ	字(ナ	大文:	字ブロ	ック(	体)で記	己入願	います。
オー	ストリ	アにな	おけん	る連絡	各 先	住 所	およ	、び	電話	番号	<del>-</del> *	<b>□</b> —₹	7字(	大文	字ブロ	ック	7体)で記	記入原	頂います。
									(TE	ı )									
						備					<u>.</u>								
東エナ四切しょうこと しきつのしかりゃき・ナナ																			
裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。																			
日本の	事業主	記入欄	(被月	月者の:	場合	のみ言	記入)										/	′ :	受付印
	上記内容	は、事実に	 こ相違な	:いことを訂	 E明しま	す。													
(所在地) 〒																			
(名称)											+ - IP =	全兴致 4	- = 1 ±h +0						

氏名等

# 申請にあたっての留意点

この申請書は、国民年金の被保険者が、次のいずれかに該当する場合に、日本年金機構に適用証明書の交付を申請するためのものです。

- a. 自営業者として日本およびオーストリア両国の制度に適用されるが、居住地が日本である場合(協定第7条4該当)
- b. 日本国内の事業所からオーストリア国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣され、次のいずれかに該当する場合
  - ・オーストリア国内で雇用契約を締結していない(協定第7条1(i)該当)
  - ・オーストリア国内の事業所の雇用者と雇用契約を締結しているが、日本国内の事業所の雇用者の指揮の下にある(協定第7条1(ii)該当)
- c. 被用者としてオーストリア船籍の海上航行船舶において就労し、日本およびオーストリア両国の制度が適用されるが、雇用者の所在する国が日本であり、被用者の居住する国がオーストリアでない場合(協定第8条1該当)
- d. 被用者として国際運輸に従事する航空機において就労するが、雇用者の所在する国が日本である場合(協定第8条2該当)
- e. 上記以外でオーストリア国内の事業所で就労するもしくは自営活動を行うが、オーストリアの制度が適用されることにより不利益を被る場合 (協定第10条該当) ※「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。
- \*「居住地が日本である」とは、日本国内に住民登録されており、その住所が生活の本拠であることをいいます。
- \*ここでいう「適用証明書」とは、申請された就労に関して、社会保障協定に基づき、日本の年金制度および医療保険制度に加入していることを証明するもので、
  - ・自営業者については、オーストリアの年金制度の加入が免除される根拠となります。
  - ・被用者については、オーストリアの年金制度および失業保険制度の加入が免除される根拠となります。
  - (被用者、自営業者のいずれもオーストリアの疾病保険制度と災害保険制度には加入となります。)

協定の該当条文が第8条の場合は、オーストリアの疾病保険制度と災害保険制度の加入も免除されます。

申請書を提出した後、派遣が取り止めとなった場合や申請内容に変更があった場合は、取消または訂正の手続が必要です。なお、行き違いで適用証明書が届いた場合、年金事務所に速やかに返却をお願いします。

日・オーストリア社会保障協定に基づき、この協定の実施のために必要な場合には、交付された適用証明書に記載された情報を日本の実施機関からオーストリアの実施機関に提供することがあります。

# 申請書の記入方法

「個人番号(または基礎年金番号)」:

個人番号を記入する場合は、個人番号カード、通知カード※または住民票の写しに記載されている12桁の番号を記入してください。

基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳等に記載されている10桁の番号を左づめで記入してください。

※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。

#### 「被保険者氏名」:

申請する被保険者の氏名を「漢字」、「カタカナ」および「ローマ字(大文字ブロック体)」で記入してください。

### 「生年月日」:

年号について、該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

## 「日本国における被保険者住所」:

日本の現住所を記入してください。

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されますが、別の住所の表示を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。なお、申請書と同時に住所変更届を提出された場合には、「備考」欄にその旨の記入をお願いします。

### 「就労の形態」:

該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

日本で自営業を営む者がオーストリアで雇用契約を締結する場合、協定第6条1に基づきオーストリアの制度に加入することとなるため、「161」には該当しません。

「163」に該当する場合は、「備考」欄に具体的状況およびオーストリアの制度が適用されることによりどのような不利益を被るかを必ず記入してください。この場合には、オーストリアの担当機関との協議が必要となります。この協議は、「備考」欄に記入している内容により個別に行われます。

なお、適用証明書を交付できるかどうかはオーストリアの担当機関との協議結果によります。

## 「就労の開始予定年月日」および「就労の終了予定年月日」:

オーストリア国内において就労を開始する予定の年月日および就労を終了する予定の年月日を西暦で記入してください。

日・オーストリア社会保障協定の発効日(2025(令和7)年12月1日)においてすでにオーストリア国内で就労を開始している場合には、「就労の開始予定年月日」を「2025年12月1日」として記入してください。発効日から派遣が開始されたものとして取り扱われます。

## 「日本の事業主記入欄」:

自営業者の方は記入不要です。日本の事業所の被用者の方のみ、日本の事業主より申請内容について証明を受けてください。

# 【個人番号(マイナンバー)により申請する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

- ① マイナンバーが確認できる書類:通知カード※2、個人番号の表示がある住民票の写し
- ② 身元(実存)確認書類:運転免許証、パスポート、在留カードなど※3
- ※1 郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード表裏両面または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。
- ※3 上記以外の②身元(実存)確認書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。